		8
届け出に必要な物		
区分	福祉医療受給者	老人医療受給者
加入している医療保険が変わっ たとき	受給者証・保険証	
	治療時には病院などにも届け出が必要です。	
受給者証を紛失・破損したため 再発行するとき	保険証	
転出、転居したとき	受給者証	受給者証・印鑑
転入したとき	1 . 保 1 . 保 2 . 1	区 たなる人精福証 1害す 住受「よ書除分65満どとは神祉書がの書かまでいく認めに正証以寝状定障害帳国級度類、でい保認必可害大定にれ帳保年年ど証めに定人法証とは、
交通事故でというでは、 交通事はできて、 ででででは、 ででででででででででいる。 でででででいる。 でででではいりできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 でででででできる。 ででできる。 ででできる。 でででででででででで。 ででででででででででででででででででででででで	保険証、受給者証、交通事。 福祉医療受給者で、国民 健康保険以外の医療保険に 加入している場合は各医療 保険(保険者)にも手続き が必要です。	故証明書、印鑑

病院などで受診するとき 保険や受給資格の確認が必要です。 病院などで医療を受けるときは、

国政府原保保险保险省

などの福祉医療費受給資格者証 者証 (以下受給者証)を交付さ と、老人保健法による医療受給 齢重度障害者、母子・父子家庭 重度心身障害者、高

保険者証または組合員証(以下 どで受診するときは、受給者証 帳も必要) と、加入している被 れている人が、保険医療機関な (老人医療受給の人は、健康手

者証と保険証を必ず用意しましょう

医療機関へ支払われる医療費の また、老人医療受給者の場合 ら、県と市で負担しています。 受診者負担分は福祉医療制度か れる医療費は、保険給付分は加 受けた場合、医療機関へ支払わ 人する医療保険 (保険者) から、 福祉医療受給者が保険診療を ください。

に必要な物です。 があることを明らかにするため **福祉医療や老人医療の受給資格** 八者であるか、また受給者証は、 保険証は、どの医療保険の加

いでください。 受けるときは、保険証を忘れな になります。 病院などで医療を 合は、医療費の全額が自己負担 保険証を持たずに受診した場

医療費を大切に

うち定率の受診者負担分を除い

保険証)を必ず窓口に提示して

県・市の負担金と保険者の拠出

た費用は、老人保健制度で、国・

金から賄われています。

原則を守る。 転居したときなどは届け出を

巡りはやめる 定期健診を受け

かかりつけ医を持ち、病院

る 栄養・運動・休養の健康三

健康な毎日を送りましょう。

用するため、次のことを心掛け、

この貴重な医療費を有効に活

保年金課4 A窓口、または城 で転居したり医療保険が変わっ 南支所へ早めに届け出てくださ たりしたときなどは、市役所国 上表のとおりです。 い。届け出のときに必要な物は 福祉医療や老人医療の受給者

890 6253 問い合わせは国保年金課

市からの支払い

ます

月十日 い分から「マ カ」と担当課

帳には「マエ 帳されていま バシシ」と記 り込まれた通 替で支払いを したが、十 したとき、振 市が口座振

> 来どおりの表記が残る支払い (所)の表記に変わります(従 す。通帳への記帳で内容をご 振替のお知らせ」を廃止しま 支払いで送付していた「口座 もあります)。 この変更によって、一部の

お尋ねください。 み内容で不明な点は担当課へ 確認ください。なお、振り込 ...問い合わせは会計課 8

90 6162